

公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下本連合）が主催する日本学生陸上競技対校選手権大会（以下日本インカレ）における映像利用について下記の様に定める。

日本インカレにおける映像の著作権は本連合に帰属しており、本連合の許諾を得ない取材や映像の公開、販売は如何なるメディアを通じても認められない。

A. ニュース放送の取扱

1. 日本インカレにおけるテレビ朝日の放送権 本連合はテレビ朝日放送株式会社（以下テレビ朝日）に対し、地上波放送を行う権利を契約書を取り交わして認めている。

2. テレビ朝日以外のスポーツニュース協会の放送権

取材申請にあたっては、利用する番組名を明記し、担当部署、責任者が代表し申請を行う事。

制作会社を利用する場合でも、発注番組の責任者が代表して申請しなければならない。

テレビ朝日が生中継での放送の場合には当日の放送終了後了解禁時間とし、テレビ朝日の放送が当日以降の場合には、当日競技終了時間後に解禁とする。

スポーツニュース協会加盟社のニュース認定番組において、解禁後24時間以内の1番組辺り3分以内の映像利用を認める。

また、一週間を振り返るダイジェスト番組での映像利用はニュース認定番組と同様に扱う。

解禁後24時間以上経過した番組での映像利用については個々に本連合に利用番組を申請の上、本連合のクレジットを出典標記することにより認める場合がある。

B. ニュース以外の番組での映像利用について

ニュース以外の番組や、東京写真記者協会加盟社、関西写真記者協会加盟社、日本雑誌協会加盟社、日本スポーツプレス協会加盟社で、写真以外の動画を配信する場合に於いて映像を利用するには事前に本連合の事前承諾が必要である。

本連合の承認が認められた場合には本連合のクレジットを出典標記する事により利用できる。

C. 日本インカレにおける取材と撮影について

1. 取材で持ち込む映像取材のカメラ台数は1社1台とする。
但し、本連合と主催大会を持つ社の取材台数についてはこの限りではない。
2. 競技場を含む競技場施設内からの生中継（ライブリポートを含む）は一切認めない。
3. その他、本連合が認めた団体、目的以外の映像撮影・販売許可は全て申請が必要で、本連合への対価の支払いにより認められる。